確認書

西尾市、蒲郡市、吉良町及び幡豆町と名古屋鉄道株式会社(以下「名鉄」という。)は、名鉄の西尾・蒲郡線(西尾駅~蒲郡駅間、以下「本路線」という。)の鉄道運行及びこれに係る支援について、次のとおり確認書を締結する。

(支援)

- 第1条 西尾市(平成23年3月31日以前の吉良町及び幡豆町を含む。)及び蒲郡市(以下「関係市」という。)は、名鉄に対し、平成22年度の鉄道運行に係る支援金を平成23年度に、平成23年度の鉄道運行に係る支援金を平成24年度に、平成24年度の鉄道運行に係る支援金を平成25年度に支払うものとする。
- 2 支援金の額は、名鉄の平成 2 1 年度の実績額(別紙 1)を基に算出し、各年度に つき 2 億 5 千万円とする。
- 3 支援金の関係市における負担額の内訳は、西尾市が150,687千円、蒲郡市 が99,313千円とする。

(鉄道運行の継続)

第2条 名鉄は、関係市の支援を受ける対象の年度中は、本路線の鉄道運行を継続するものとする。

(努力義務)

- 第3条 関係市及び名鉄は、本路線の利用促進を双方協力して行うものとする。
- 2 名鉄は、増収対策及び経営の合理化対策を行うものとする。
- 3 関係市は、第1条に定める支援について、適切な予算措置を行うものとする。

(実績報告及び支援金の支払い)

- 第4条 名鉄は各年度の鉄道運行が完了後、速やかに事業実績を名鉄西尾・蒲郡線対 策協議会総会にて、関係市へ報告するものとする。
- 2 関係市は、前項の報告後、速やかに名鉄に対し、支援金支払いの決定を通知するものとする。
- 3 名鉄は、前項の通知を受理したときは、請求書を各々関係市の長に対し提出するものとする。
- 4 関係市は、前項の請求書を受理したときは、速やかに支援金を名鉄に対し支払うものとする。

(解除)

第5条 名鉄は、関係市が第1条に定める支援金の支払いを怠ったときは、催告して 本確認書を解除することができる。

(運行及び支援の継続について)

- 第6条 平成25年度以降の運行及び支援の継続については、本路線の利用状況等を 踏まえ、関係市及び名鉄間であらためて協議のうえ決定するものとする。
- 2 前項の協議について、関係市及び名鉄は、平成24年度中に結論を得られるよう 努めるものとする。

(協議事項)

第7条 本確認書に定めのない事項及び各条項の解釈に疑義が生じた事項について は、関係市及び名鉄で協議し、解決するものとする。

本確認書締結の証として本書 5 通を作成し、関係市及び名鉄は各自記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成23年3月 日

西尾市寄住町下田 2 2 番地 西尾市 代表者 西尾市長 榊 原 康 正

蒲郡市旭町17番1号 蒲郡市 代表者 蒲郡市長 金 原 久 雄

吉良町大字荻原字川畑20番地 吉良町 代表者 吉良町長 山 本 一 義

幡豆町大字西幡豆字仲田 1 4 番地 2 幡豆町 代表者 幡豆町長 渡 辺 靖

名古屋市中村区名駅一丁目 2 番 4 号 名古屋鉄道株式会社 取締役社長 山 本 亜 土

支援対象経費について

(単位:百万円)

莆郡間の 除<)	左のうち支援対象経費
180	(修繕費に限る)
107	(修繕費に限る)
55	
185	
167	
26	
28	
70	
4	
6	
67	
229	(構築物に限る)
1,124	
70	
1,194	
	第く) 180 107 55 185 167 26 28 70 4 6 67 229 1,124 70